

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更 に伴う対応について

北海道障害者職業センター

- ・ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断を基本とすることとしています。
- ・ 手洗い・アルコール消毒液による手指衛生の励行、換気については、基本的感染対策として引き続き実施しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
- ・ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保については、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方に対する基本的対策として有効とされていることから、状況に応じて実施することとしています。
- ・ 人と人との距離の確保やパーティションの利用、使用する物品等のアルコール消毒などについてご希望がある場合は、スタッフにご相談ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えることが推奨されていることから、当センターへの来所を控えていただくようお願いしています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合についても、来所を控えていただくようお願いいたします。
- ・ 新たな変異株出現などにより感染が急拡大した場合については、政府の方針に基づき、改めて必要な対応を講じます。